

秋田市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

公共下水道事業管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
令和6年2月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域  
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

令和6年1月18日から同月31日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）